



1 基本的な考え方

本町においては、「串本町自殺対策計画」を策定することで、総合的な自殺対策の取組方針等を示し、自殺対策にかかる事業を生きる支援施策とし、関係機関と連携を図りながら全庁的な取組を進め、誰も自殺に追い込まれることのないまちの実現を目指していきます。

2 計画の期間

本計画の計画期間は、2019年度（平成31年度）から2023年度までの5年間とします。また、関連計画である「串本町健康増進計画」に規定する「こころの健康」に関する取組について、本計画と連携を図って、推進するものとします。

なお、法制度等の改正があった場合には見直しを行い、柔軟に対応していきます。

3 計画の基本目標

本町においては、平成21～29年（2009～2017年）の平均自殺死亡者数である3.2人に対し、計画目標年である2023年の自殺者数を0人とすることを目標とします。

	平成21～29年 (2009～2017年)【平均値】	2023年
自殺死亡者数	3.2人	0人

4 計画の目指す姿と施策の柱

こころのつながりを広げ

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

① 住民への啓発と周知

講座や教室などを通じて、正しい知識の普及に努めるとともに、各種相談窓口をわかりやすく発信することで社会全体の自殺リスクを低下させます。

② 生きることの促進要因への支援

自殺は、その多くが防ぐことができる社会的な問題であることを踏まえ、生きることの阻害要因を減らし、生きることの促進要因を増やす取組を行い、自殺リスクを低下させます。

③ 自殺対策を支える人材育成の強化

悩み、困っている方に気づき、適切な対応ができるようゲートキーパー養成研修を行います。また、自殺対策に関わる支援者側の質の向上、メンタルヘルスケアに努めます。

④ 子ども・若者への自殺対策

全体の死亡率は低下しているにも関わらず、若年層の自殺死亡率は高い状況にあります。児童・生徒に対して困難にあったときの対応や幼児期からの自己肯定感を育むための教育等の支援を行うとともに、若者の居場所づくりや保護者への子育て支援に取り組みます。

⑤ 自殺対策におけるネットワークの強化

自殺の多くは、様々な生活上の要因が複雑に絡み合って心理的に追い込まれた結果といわれています。自殺の要因となり得る分野の関係機関とのネットワークを強化していけるよう、行政、関係機関、学校、企業、住民等が自殺対策を共有化し、相互に協働していきます。

5 施策の体系

基本目標の実現を目指した施策の体系を、次のとおり設定します。

目指す姿	施策の柱	施策
誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す	1. 住民への啓発と周知	(1) 相談窓口の設置と正しい知識の普及 (2) 実態の把握と施策への活用 (3) 関係機関との連携・交流
	2. 生きることの促進 要因への支援	(1) 暮らしにおける対応 (2) 病院における対応 (3) 交流・学びの場の提供 (4) 多様な支援 (5) 母子への支援 (6) 自殺未遂者・自死遺族への支援 (7) 就労支援
	3. 自殺対策を支える人材 育成の強化	(1) ゲートキーパーの養成 (2) 職員の資質向上
	4. 子ども・若者への 自殺対策	(1) 児童・生徒への対応 (2) 虐待の防止
	5. 自殺対策における ネットワークの強化	(1) 関係機関の連携 (2) 人材のネットワーク形成

発行年月：平成 31 年 3 月 発行・編集：串本町福祉課

〒 649-3592

和歌山県東牟婁郡串本町串本 1800

Tel:0735-62-0562 Fax:0735-62-4977